	（削る）	
	（削る）	
	（削る）	
第二十一条第二項各号列記以外の部分	次の各号	
（略）	（略）	（略）
2～4　（略）		

	（削る）	
	（削る）	
	（削る）	
第二十一条第二項各号列記以外の部分	次の各号	次の各号（生年月日について、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の法（以下「改正前厚生年金保険法」という。）第百三十条第五項の規定により基金から情報の収集に関する業務を委託された存続連合会（平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会をいう。）が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により請求者に係る機構保存本人確認情報（同条に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることにより確認が行われた場合にあつては、第二号を除く。）
（略）	（略）	（略）
2～4　（略）		

法第百四十条第九項	休業等終了予定日	ならない
第百四十条第八項	育児休業等終了予定日	ならない。ただし、当該被保険者が育児休業等終了予定日の前日までに平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十九条第九項において準用する同条第七項又は第八項の規定の適用を受ける産前産後休業を開始したことにより育児休業等を終了したときは、この限りでない
第二十一条第二項各号列記以外の部分	次の各号	次の各号（生年月日について、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十条第五項の規定により基金から情報の収集に関する業務を委託された存続連合会（平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会をいう。）が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により請求者に係る機構保存本人確認情報（同条に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることにより確認が行われた場合にあつては、第二号を除く。）
（略）	（略）	（略）
2～4　（略）		